



# 山形県公報

令和3年1月5日(火)  
第168号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程…………… (健康福祉企画課) …… 1
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止…………… (庄内総合支庁地域保健福祉課) …… 同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定…………… (置賜総合支庁農村整備課) …… 2
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) …… 同
- 道路の位置の指定…………… (置賜総合支庁建築課) …… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号 (不在者投票のできる病院等の指定) の一部改正…………… 3

## 告 示

### 山形県告示第1号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程 (昭和37年2月県告示第127号) の一部を次のように改正する。

別表算定基準の項第1号中「475円」を「478円」に改め、同項第2号中「503円」を「505円」に改め、同項第3号中「1,740円」を「1,767円」に改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和2年度分以後の補助金について適用する。

### 山形県告示第2号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社沼本接骨院	有限会社沼本接骨院マイクロデイサービス 酒田市砂越字谷地割138番1	通 所 介 護	令和 2. 12. 31

**山形県告示第3号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営塩井地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 縦覧に供する書類の名称**

換地計画書

**2 縦覧に供する場所**

米沢市役所農林課

**3 縦覧に供する期間**

令和3年1月5日から同年2月3日まで

**4 その他**

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第4号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 変更に係る都市計画の種類及び名称**

- (1) 種 類 河北都市計画下水道
- (2) 名 称 河北公共下水道

**2 縦覧の場所**

県土整備部都市計画課

**山形県告示第5号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

令和3年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第351号
- 2 指定の場所 南陽市長岡字西田中1424番1、1413番1、1424番1先
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 33.302メートル
- 4 指定年月日 令和2年12月18日

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第1号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
令和3年1月5日

山形県選挙管理委員会  
委員長 粕谷真生

1 病院の項の表中

医療法人社団清明会  
新庄明和病院

を

医療法人社団清明会  
PFC HOSPITAL

に改め、2 老人ホームの項の表中

特別養護老人ホーム寿康園

〃 檜橋字大柳3番地の1

を

特別養護老人ホーム寿康園

〃 檜橋字大柳3番地の1

有料老人ホーム花浜

〃 高砂2丁目1番17号

に改める。

令和3年1月5日印刷  
令和3年1月5日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県